

町田市が今後とるべき景観施策について：「町田市景観条例」(改正案)

2 「町田市景観条例」(改正案) 概要

条例の構成と主な内容	主な改正項目
前文	・現在の町田市の状況にあわせて、文章を更新
第1章 総則 (第1条～第8条) ・条例の目的や用語の定義、基本理念 ・市、市民、事業者の責務 ・都、近隣地方公共団体との連携	・「公共事業」の定義を、「町田市公共事業景観形成指針」(2013年策定)と整合するよう修正
第2章 景観計画の策定等 (第9条～第15条) ・景観形成ゾーン、景観形成誘導地区 ・景観計画策定の手続き ・届出、指導、勧告、変更命令に係る手続き ・届出対象行為、特定届出対象行為 ・特定屋内広告物の表示の届出 ・事前協議	改正する項目 1 特定屋内広告物の届出を義務づけ 改正する項目 2 事前協議を義務づけ
第3章 公共事業 (第16条～第18条) ・公共事業景観形成指針 ・公共事業の施行に関する助言	—
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木 (第19条～第30条) ・景観重要建造物に係る手続き、管理の方法の基準 ・景観重要樹木に係る手続き、管理の方法の基準	—
第5章 景観審議会 (第31条) ・町田市景観審議会の設置 (組織・運営に関する事項は町田市景観審議会規則に規定)	・削除 (別の条例を新たに制定し、審議会の設置に関する事項について規定する)
第6章 景観施策の推進 (第32条～第39条) ・景観協議会、景観地区、景観協定に係る手続き ・景観整備機構に係る手続き ・地域景観資源の登録等 ・生活風景宣言 ・景観賞 ・技術的援助 ・町田市景観アドバイザー ・町田市景観づくり推進員	改正する項目 3 「景観アドバイザー」制度を位置づけ 改正する項目 4 「(仮)景観づくり市民推進員」制度を位置づけ
第7章 雑則 (第40条) ・規則への委任	—
附則 ・施行日 ・経過措置	—

改正する項目 1 特定屋内広告物の届出を義務づけ

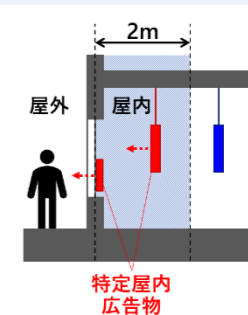
- 一定規模以上の特定屋内広告物の表示について、届出を義務付けます。

■届出の対象

屋外広告物の許可対象となる規模と同等。

<参考> 特定屋内広告物とは

窓の内側から屋外に向けて、常時又は一定の期間継続して表示される広告物で、窓面の内側からの距離が2メートル以内のもの。



改正する項目 2 事前協議を義務づけ

- 一定規模以上の建築行為や開発行為等について、事前協議を義務付けます。(屋外広告物、特定屋内広告物を含む)

■対象となる景観法の届出対象行為

- ・1ha以上の開発行為等
- ・延べ面積3,000㎡以上の建築行為
- ・50戸を超える集合住宅に係る建築行為
- ・景観形成誘導地区における景観法の届出対象行為

改正する項目 3 「景観アドバイザー」制度を位置づけ

- 景観に関する専門知識及び経験を有する者を「景観アドバイザー」として条例に位置付けます。

改正する項目 4 「(仮)景観づくり市民推進員」制度を位置づけ

- 行政の実施する景観の意識啓発や普及活動などにご協力いただける市民を「景観づくり市民推進員」として条例に位置付けます。

<参考> 景観づくり市民推進員とは

- ・市の行う景観施策に興味のある市民を公募し登録するボランティア制度。
- ・市の行う「景観賞」など、景観に関する普及啓発活動の企画立案、実施等に協力する者。